

## 平成30年度 第8回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成30年11月9日(金) 午後1時30分から午後3時05分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (25人)

会長 3番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番	谷本貴美雄	委員	2番	徳田和幸	委員	4番	松本幸男	委員
6番	室山恵美	委員	7番	林 修二	委員	8番	美田俊一	委員
9番	藤井由美子	委員	10番	河本良一	委員	11番	鐵本達夫	委員
12番	筏津純一	委員	13番	數馬 豊	委員	14番	金信正明	委員
15番	福井章人	委員	16番	西谷美智雄	委員	17番	原田明宏	委員
19番	吉村年明	委員						

### 農地利用最適化推進委員

高見美幸	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員	西谷昭良	委員
小谷俊一	委員	山下賢一	委員	小谷義則	委員	影山卓司	委員

4 欠席委員 (2人)

18番 山本淑恵 委員 推進委員 涌嶋博文 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第50号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第51号 農用地利用集積計画の決定について

議案第52号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第53号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局長 只今から、平成30年度第8回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ) 本日は2名の欠席が出ております。山本委員につきましては久米にこここの市の大阪のスーパーでの販売キャンペーンということで、責任上行かなければならないということ。涌嶋推進委員につきましては奥様のお父様の不幸ということで県外に行っておられますので、2名の欠席届が出ております。

## ※ 議長選出

事務局長 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。山協会長、よろしくをお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、本日の議事録署名人の決定でございます。指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 異議なしということでございます。1番 谷本委員、2番 徳田委員をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席は先ほど申し上げたとおり2名でございます。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして、(4) 連絡報告事項。事務局。

事務局 平成30年度第8回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。(以下事務局説明)

議 長 続きまして、農家相談会の件につきまして、対応の方の報告をお願いします。小谷委員。

小谷義則推進委員 それでは、農家相談会の内容につきまして報告いたします。金信委員と一緒に3名の相談を受けております。

まず、①相談者は倉吉市〇〇〇の〇〇〇〇さん。〇〇というのは〇〇、〇〇、〇と、こういう部分で構成されておるんですけども、〇〇にいらっしゃいます〇〇〇さんが〇〇の田んぼを3、4年前からまったく耕作をしない。セイタカアワダチソウがかなり生えて、隣接している〇〇さん他、そういうところの水路までそういうものがどんどんどんどん侵食して行って、水路も埋まってし

もうような状況になって、自分ところの田んぼに水が入ってくるということで、なんとか田んぼの草、畦の草、水路回りの草、これを刈ってもらうように〇〇さんに要請してほしいと。それで、〇〇の改良区の担当役員が、過去、そんなに時間は経ってないんですけど、〇〇さんのところに行って、なんとかこのような状況で、隣接している所有田の方から苦情が非常に多いということで草刈りをしてもらいたいと要請されました。この〇〇さんは、〇〇地区に3筆ぐらいと、あと〇〇地区に1筆か2筆ぐらいあるみたいですけど、いずれも全部耕作を完全に放棄してしまてって、荒地みたいな状況になりつつあるということらしいです。それで、特にここの〇〇の部分におきましては、山が近いものですから、イノシシ等もセイタカアワダチソウの中に、田んぼの中のそういうところに入り込んでいるようなことで、ここは小学校の児童の通学路にもなっております、そういう観点からも危ないということで、草刈りをなんとかやってもらいたいということのお願いでございました。〇〇さんは、改良区の役員が言った内容では、誰かシルバーでも頼んで、ちょっとお金は負担してもらわないかんですけど、そういうことをお願いしたいということも話したんですけど、儲からない百姓のために出費なんかしたくないというような発言があって、非常に困っているという相談です。それで、私もいっぺん連絡を取ったんですけどどうまく連絡が取れなくて、再度、〇〇の改良区の役員と、来週の月曜日以降、夜も遅くでないと会えませんので、もう一度、なんとかお願いしたいとお願いしに行こうと思っております。今はそういう状況です。それで、ちょっと確認をしたいんですけど、そういう草刈り要請に対して、お願いに行くんですけど、それに対してようせんわいって言われた場合にそれ以上なんかやってもらうような手だてというか、こういうもんはあるんでしょうか。私もよくわかんないんですけど。本人がそういうことに対して、自分の体の問題、仕事の関係、費用負担の問題、そういうことを踏まえて、やる意思がないと。

議 長

こういうケースも稀にあるんですけど、よく、道路なんかで、畑でも境界を越えて木が出とって、切ってくれってってもよう切らんわいやって方が久米ヶ原にも、小谷推進委員、おられるけども、そういう場合でも、ならこっちが切るけお金出してくれんかっていうようなことがあったこともあります。だから例えば市道なんかでも、枝が出とって道路に切ってごしないな。お金は出しますけって方もおられますし、そこはちゃんと本人と確認して、草刈り代出してごしなるかいな。こっちが雇って刈ってもらうけって方法も話をしてみてもどうかになって思います。

小谷義則推進委員 たとえばシルバーなんかでもそういうのがありますので、シルバーでも頼んであげるけ、なんとかお金を負担してもらえたらっていう話をしたんですけど、そんなお金はよう出さんと。

議 長

一番悪いな。困るな。

小谷義則推進委員 もう一度そのへんも踏まえて話を。

議 長           ここは多面的機能とかそういうのはなしか。

小谷義則推進委員   ここは入ってないんで、来年はぜひ入ってもらいたいということで、改良区の役員に。

議 長           入って、多面的機能でしますっていうのが一番いいかな。助成金をもらって。それしかないかな。本人がそこまで知らんわいやっちゅうんでしょ。

小谷義則推進委員   まあ、そういう感じですね。

議 長           誰も作る人はいないか。

小谷義則推進委員   結局、担い手さんがおられますけど、そういう方もよく見ておられまして、何年もそういうような部分で荒れ果てた土地をまともな田んぼにしようと思ったら3年、4年かかる。そんなもん年貢を払ってまでしたくないという声。だからなかなか誰かに頼むということが難しい状況です。

議 長           地元をお願いするしかないでしょう。

小谷義則推進委員   もう一度頼んではみようと思っています。次は②〇〇〇〇〇〇さんの件ですけど、これは平成30年1月19日並びに5月19日と、こういう要請が入るとるんです。たぶん、私の記録では1月19日には〇〇〇さん本人から、それと5月19日には〇〇の〇〇さんから同じ内容で、この〇〇〇の〇〇〇〇の場所をこれこれという要請が同じ条件で入ってる内容です。以前、〇〇委員が存命中に1月19日の分は回答もされたわけですけど、なかなか、これは〇〇〇〇に隣接したすぐ下の部分でして、今、通学路の自転車道になっておりまして、結局、トラクターを降ろす場所がない。それで、トラクターが入ろうと思ったら下手の隣の田んぼのほうから上がってこんとこの場所に入れんということで、当然、所有者が違いますし、前回も〇〇委員の報告の時に、ここはトラクターの進入経路もないんでまったくどないもならんと。一方、左隣には民家がありまして、畦等も非常に脆くなっておりまして、ちょっと水あてると隣家に水がどんどんどん入ってってしまう。そういう悪条件の中で、引き受け手もないということで報告があって、そのあと5月19日に〇〇さんから同じような話がありまして、この時には私が〇〇に電話をしまして、これこれしかじかこういうことなんでなかなか誰か借りる人もいないということで了解願いたい。また、〇〇さんにも連絡をしておいてくださいと頼んだら、わかりました。〇には伝えますということだったんですけど、どうもまた相談っていうのは、〇〇さんが伝えてないのか、〇〇さんが聞いても忘れてしまって、このことが頭の中にいっぱいあって相談にみえたのか、このへんは定かではないんですが、同じ内容でみえました。で、倉吉絋が非常に盛んだからあそこで綿花を作ってどうとかこうとか、ちょっと農業委員会に対する相談とは違ったような話題もいろいろありまして、はっきりせんのですけど、最後に言いたいのは、これは

私の想像ですけど、ちょっと荒地になるんだけど、これまでシルバーとかそういうもので草刈りをやってもらってたんだけど、私も施設に入ってるし、年間3万円ぐらいっておっしゃってましたけど、お金を出すことは困難ですよ。要は、荒地にさせてくださいということが言いたいのかなということで判断しまして、その部分は〇〇〇地内のことですので、なんか対応を考えようということで一応話はしました。

次に、③の相談の方。これは〇〇〇、〇〇なんですけど、〇〇〇〇〇さん。平成15年までは〇〇〇〇〇さんの〇さんが農業一本ということでかなり何町歩も農業されておったんですけど、15年に突然亡くなられた。〇〇さんは都会に住んでおられたんですけど、〇〇の家を継ぐもんもおらんし、主人を連れて実家に帰られたということです。それで、相談の内容は、〇〇さんの家の近くに〇〇〇さんという方がおられまして、その上に〇〇さんという方がいらっしやいます。この地図を見てもらったらいいんですけど、非常に、この田んぼが条件もいいし、〇〇さんはぜひともということで10年の契約を結んでおられて、まだ今それが継続中であると。それでこの内容が、10年契約はおかしいということで〇〇〇さんが、せいぜい5年でないかと。5年だったらもう切れてるはずやと。良い田んぼもわしに作らせという内容でかなり悩んでおられまして、〇〇さんにすれば、〇〇さんにも世話になっとる。〇〇さんはそれなりのきっちりきっちり払っていただける。〇〇さんもかなり田んぼを持っていらっしやいますから、いろんな固定資産や賦課金だけでも相当金を払わないかん。〇〇さんのかなりの部分で、小作料が非常に重要なんだとおっしゃってまして、一応、先輩の金信委員とも話しながら、局長なんかも含めて、10年というのは別段問題ありませんよという話はさせてもらいました。あとの人間関係については、ちょっと私はなかなか、そこまで面識もありませんし人生経験もないもんで、なんとか上手くやってくださいなと言うことが精一杯でございました。以上です。

議 長 〇〇〇〇さんも〇〇〇くんも私はよく知っとるもんで、いよいよこじれたら私も話をさせてもらいます。ありがとうございました。今後ともよろしく。

## (5) 議 事

議 長 日程(5)議事に入らせていただきます。本日の議案の説明を行います。事務局。

事務局 本日の議事につきまして、まとめて説明をさせていただきます。

資料の1ページです。議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について。2ページにありますとおり2件、合計2筆の所有権移転の申請が出ております。

続きまして、議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について。議案の4ページでございます。こちらも2件の申請がございました。

続きまして、議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。6ページ、7ページにありますとおり6件の案件がございました。

所有権移転が3件、それから、地上権設定が3件でございます。

続いて、議案第50号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について。議案9ページのとおり1件の申請でございます。

議案第51号 農用地利用集積計画の決定についてでございますが、こちらは12ページから47ページまでのとおり103件の利用権設定の申出がでております。それから、48ページのとおり所有権移転が1件ございます。

続いて、議案第52号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてということで、55ページに記載をしておりますが、今回、取り下げとなっております。

それから、議案第53号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてでございます。57ページのとおり2件の協議があがっております。以下、資料を付けております。

本日の議案は以上でございます。

議 長 只今、すべての議案について説明がございました。これから順次、皆さんにお諮りいたします。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議ないという方、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員異議なしということで承認といたします。

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時より、当番委員であります金信委員、山下委員、藤井代理、森石局長、隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して山下委員より報告をお願いいたします。山下委員。

山下推進委員 山下です。報告させていただきます。先ほど会長からありましたように、本日午前中に6名で現地確認に行っておりまいた。その結果、問題なしと判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。只今、報告のとおり、なんら問題なしということでございますので、議案に対する質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員異議なしということで承認といたします。

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましても先ほど同様のメンバーで現地の調査をしておりますので、先ほどと同じく山下委員から報告をお願いいたします。

山下推進委員 報告させていただきます。先ほど同様、この案件につきましても問題なしという判断をしております。以上です。

議 長 只今、報告がございましたとおり、何ら問題ないということでございますので、皆様に議案に対する質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認とさせていただきます。

議案第50号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第50号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。本件につきましても、先程同様のメンバーで現地の調査に行っておりますので、山下委員より報告をお願いいたします。

山下推進委員 山下です。この案件につきましてもなんら問題ありませんでした。以上です。

議 長 只今、報告がございましたとおり、なんら問題なしということでございますので、議案に対する質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら挙手による採決を求めます。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 全員異議なしということで承認といたします。

議案第51号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして、議案第51号 農用地利用集積計画の決定について。該当委員にかかる案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を審議させていただきますことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。15ページ番号11番から18ページ番号18番までは、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議していただくことに異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、交代をさせていただきます。

(議長 交代)

9番 それでは、3番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

9番 それでは、山脇委員が退席しましたので、15ページの番号11番から18ページの番号18番までについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 15ページ番号11番でございます。土地の所在地は〇〇〇〇〇〇の1筆1,596㎡でございます。貸付人・借受人等につきましては以下記載のとおりでございます。その他18ページ番号18番まで、合計しまして13筆29,442㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上です。

9番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

11番 11番 鐵本です。13番目の分で、参考でいいですから、土地改良区賦課金相当額を支払うということで、概ねだいたい何千円ぐらいだったかなと。そう



いうのがわかれば。

10番 反当3千円。

9番 よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。

(なしの声)

9番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

9番 挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

9番 山脇委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代いたします。

(議長 交代)

議長 続きまして、同じく31条の規定により該当委員の退席を求めます。12ページ番号1番から15ページ番号10番の有限会社 真栄農産は9番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 退席しましたので、事務局、説明をお願いします。

事務局 12ページ番号1番でございます。○○○○○○○○○○の1筆でございます。貸付人・借受人等につきましては以下記載のとおりでございます。その他15ページ番号10番まで、合計いたしまして20筆39,377㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今の藤井委員の案件につきまして説明がございましたが、議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議がないようですので挙手による採決を求めます。賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成でございますので承認いたします。藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されたことを報告いたします。続きまして、40ページ番号83番は12番 筏津委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(筏津委員 退席)

議 長 それでは、説明をお願いします。

事務局 40ページ番号83番でございます。〇〇〇〇〇〇〇の1筆1,649㎡の賃借権の設定で、以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、筏津委員の案件につきまして説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、挙手による採決を求めます。賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで異議なしということで承認いたします。筏津委員の入場を求めます。

(筏津委員 入場・着席)

議 長 筏津委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。続きまして、47ページ番号103番は13番 數馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(數馬委員 退席)

議 長 　　はい。

事務局 　　47ページ番号103番でございます。〇〇〇〇〇〇〇の4筆3,636㎡の使用貸借権の設定でございます。貸付人・借受人等は以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 　　只今の数馬委員の案件につきまして説明がございました。皆さんに質疑を求めます。ございませんか。

（なしの声）

議 長 　　ないようでしたら賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

議 長 　　全員賛成ということで承認いたします。入場を求めます。

（数馬委員 入場・着席）

議 長 　　数馬委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されたことをご報告いたします。以上で該当する出席委員の案件につきまして審議が終わりましたので、続きまして、その他の案件について審議を行います。事務局、説明をお願いします。

事務局 　　12ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表でございます。田、畑、樹園地の合計は379,495.97㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては12ページから47ページまで記載のとおりになっております。

48ページの所有権移転関係にまいります。所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇〇〇。所有権の移転をする者：〇〇 〇〇〇〇でございます。移転する土地につきましては〇〇〇〇〇の841㎡でございます。売買で、単価が100万円。10aあたりにいたしますと1,189,060円となっております。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては49ページから52ページ記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては53ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 　　全体が終わりました。皆さんに議案に対する質疑を求めますが、何かございますでしょうか。11番 鐵本委員。

11番 　　また賃貸料を教えてくださいたくて。39ページ80番、改良区賦課金相当

というやつ。これはまた3千円ぐらいでしょうか。

議 長 小谷理事長。久米ヶ原のここの改良区のところ。灌水のあるところとないところと。

小谷俊一推進委員 4,800円と1,700円。

議 長 水が出るところが4,800円で、出んところが1,700円だそうです。いい具合にちゃんと理事長がおられまして。その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、議案第51号 農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成でございますので承認いたします。

#### 議案第53号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして、議案第53号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について、皆さんにお諮りいたします。説明をお願いいたします。

事務局 議案第53号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてご説明申し上げます。57ページのとおり、倉吉7と倉吉8の2件の協議があります。

まず、倉吉7から説明させていただきます。58ページをご覧ください。除外後の計画用途は耐震性貯水槽でございます。除外の理由は、〇〇〇(〇〇)地区における消防水利を確保するため、防火水槽を設置するものでございます。協議地の概要につきましては〇〇〇〇〇〇。田、1,386㎡の内154㎡でございます。設置者は倉吉市長でございます。関係機関との調整状況につきましては59ページのとおりでございます。5番、6番で記載しております。それから、市町村長の考え方は60ページに別紙でつけております。こちらで法第13条第2項の検討ということで、農振除外5要件についてそれぞれ記載されております。いずれについても要件を満たしているということでございます。57ページに戻っていただきまして、只今の内容を農地区分及び許可基準に当てはめますと、小集団の生産力の低い農地ということで農地区分は第2種農地。許可基準につきましては土地収用法で収容できる事業ということで、公共性が高い事業に該当しておりまして、転用見込みは有りと判断しております。

続いて、協議番号倉吉8、〇〇〇の案件でございます。資料の66ページからでございます。除外後の計画用途は住宅でございます。除外の理由につきましては、お孫さんが地元に戻ってこられることになりまして、合計四世代が同居することになってしまうため、現在の住宅では狭いということで、自己所有

地を帰ってこられるお孫さんに提供して、住宅を新築されるものです。協議地の概要につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇〇。田、1,378㎡の内の305.54㎡でございます。設置者は〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地所有者の息子さんになります。関係機関との調整状況は67ページの5、6のようになっております。市町村長の考え方につきましては68ページ、別紙のとおりでございます。こちらも、農振除外の5要件についてそれぞれ記載しておりまして、いずれも要件は満たしているものでございます。もう一度57ページに戻りまして、只今の協議番号 倉吉8を基準に当てはめますと、農地区分は農業公共投資の対象農地ということで第1種農地。許可基準は集落接続に該当しておりますので、転用見込みは有りと判断しております。以上でございます。

議長 只今、議案第53号 農業振興地域整備計画の変更について説明がございました。皆さんで何かご質問等ございますでしょうか。担当課も来ておられますので、もし何かありましたら。ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、異議ないという方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということで、異議なしということで承認とさせていただきます。以上で議事は終結といたします。

#### (6) その他

議長 続きまして、日程(6)その他の項に入らせていただきます。別冊―その他報告・連絡事項―をご覧いただきたいと思っております。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出について。隅主任。

事務局 それでは、別冊をご覧いただきたいと思っております。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出について。2ページでございます。①届出日は平成30年10月10日。届出者は中部総合事務所の地域整備課でございます。転用目的は県の工事に伴う工事用資材置場ということで、〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが一時転用されるものです。詳細につきましては資料をご覧いただきたいと思っております。許可のいない根拠としましては、一番下に書いてありますが、国または都道府県が転用する場合ということに該当しております。続いて、3ページ②でございます。こちらも中部総合事務所の維持管理課の発注工事による残土の仮置場として利用するものでございます。請負業者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。土地の所在等につきましては以下、資料をご覧ください。それから、③届出日は11月2日。中部総合事務所長からで、担当課は地域整備課です。こちらも鳥取県の発注工事に伴う掘削土砂等工事用資材の仮置場です。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。位置等については以下記載のとおりでございます。

す。以上です。

議長 続きまして、(2) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。

事務局 あっせんが8件出てきております。①〇〇〇〇さん。〇〇の方でございます。1筆、売買もしくは賃貸借のあっせんのご依頼でございました。5ページ②でございます。〇〇の〇〇〇〇さんからのご相談で、4筆ございます。売買、賃貸借、いよいよなら使用貸借でもよいということでご相談を受けております。6ページ③、〇〇〇〇〇さん。〇〇の方です。現況は遊休農地になっておりますが、あっせんがでてきております。④〇〇〇〇さん。〇〇の方でございます。約3haの畑になります。現在、〇〇〇〇さんが作っておられ、あと2年間貸借期間があるようですが、売りたいということでごございました。⑤は、〇〇〇〇〇〇の農地で、〇〇〇〇から、賃貸借もしくは使用貸借のあっせんでございます。⑥〇〇〇〇〇〇さんで、〇〇の方です。これは今年1月にもあっせんのご依頼がありまして、3筆を売りたいというようなご相談でございましたが、最近、〇〇〇〇〇さんが入院されたようでして、ご家族の方が、とりあえず作ってもらえる人を探しとるということでごございましたので、賃貸借のあっせんをお願いしたいということでした。⑦は、〇〇〇〇〇〇さんという方からの申出でございました。売買、賃貸借、使用貸借というご依頼でございます。最後の⑧は、国からの要請もあった案件でございまして、現在、中部ふるさと広域連合が、入札をしておりますが、4回とも入札者がいないというような状況でして、5回目の入札を11月29日に行う予定になっておりますが、これで落札者がいない場合に、今度は国の農地になるようです。そういった場合に、売却価格が、若干上がる可能性があるということです。ですので、ぜひこの機会に、安いうちにとということで、中四国農政局から農業委員会からもあっせんをお願いしたいということがございました。以上でございます。あっせん委員の選任をよろしくお願ひします。

議長 それでは、あっせんの①。倉吉市〇〇、〇〇〇〇さんですので、〇〇の推進委員さん、西谷委員と、担当地区は山本委員。よろしいですか。それでは、山本委員と西谷推進委員をお願いいたします。続きまして②、〇〇は〇地区でございまして河本委員、1人でいいですか。頑張ってください。次は③、〇〇は地元の田倉委員と、やっぱり河本委員。

10番 ちょっとこれ、話させて。10番 河本です。ここは、南側はもう山林ですし東側も山林で、一日、日が当たらんのです。だけ、耕作できるような状態でもないし、あっせんしようがないです。以上。

田倉推進委員 私も今朝、見に行ってきましたけど、進入道路がないです。

10番 ある。下のほうから。〇〇から行ったら左側のほう。ハウスの手前。

田倉推進委員 ハウスの向う側ですか。

10番 そうそう。

田倉推進委員 ですが、それこそ、もしあっせんするんであれば、〇〇〇〇に買ってもらうぐらいしか手はないと私は思います。

10番 でも、今のところ第1種ですよ。

事務局 〇〇さんとは別件でいろいろ今、連絡を取っておりますので、その旨、伝えておきます。

議長 次、④〇〇〇〇さんの〇〇の分です。はい、小谷委員。

小谷俊一推進委員 こないだ〇〇さんが来られていろいろ話をただけど、まだ〇〇さんが作っとなるし、今の時点でそういうことをせんといけんでしょうか。

議長 今作っとなる人が2年先よう作らんって言ったらそうだけども、何も言ってないのに今からこっちがあっせんどうのこうのっていうのはできかねんでないか。

小谷俊一推進委員 本人は売買が第1希望だけ。20万ぐらいだったら全部まとめて。

議長 その時に、期限が来た時に本人が申し出てくれりゃ一番いいでないかと。今回、これについては見合わせしたいということによろしいですか。

(はいの声)

議長 続きまして⑤、〇〇の〇〇ですが、鐵本委員。1人でいいですか。鐵本委員にお願いをいたします。続きまして⑥は〇〇。〇〇は、山下委員と林委員、2名にあっせんをお願いします。⑦〇〇〇の〇〇さんについては谷本委員。1人でいいですか。では、谷本委員をお願いします。もう一つの⑧は、小谷義則推進委員さん、お願いします。

次に、(3)農地等あっせん活動の状況の報告について。報告をしていただきます。相談者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの件でございます。山下委員、お願いします。

山下推進委員 報告させていただきます。この〇〇〇の〇〇さんと連絡をとりまして、売買とか贈与、この2つで、自分たちはよう管理せんということで相談がありました。で、一番上にあります畑に関しましては、隣の家と親類関係だということなので、隣の家が引き受けるようなことも考えてみるということで、両方で相談していただくように話はしております。あとの田につきましては、一部、柿の木が生えているようなところもありますし、法面が急で畦畔の畦刈りが大変

だというようなことで、結構回ってみたんですけど、水もなかなか来ないと。ですから、〇〇〇のほうは勘弁してほしいということがありましたので、本人にお伝えしました。本人さんも結構周りの方にも聞いておられるようで、やっぱりそうですかということで、また考えてみますというお返事をいただいております。以上です。

議 長                    ありがとうございます。はい、林委員。

7 番                    追加。山下委員と一緒に行了きましたけれども、現況は、〇〇〇の機械組合の倉庫のあるあたりでして、畑は家の周りということであるんですけど、田んぼは一番大きな田んぼが、きれいに草は刈ってあるんですけど、どうも資材置場をしようとってみた目で、石ころがあるでないかということと、それから、他の田んぼはもう20年以上耕作していないということで、クズの田んぼになっとなります。それから、一部は坂の下ですので、コンバインが行くにしても回ったらこけちゃうで、下から上がってこないけん。館長さんや機械組合の組合長さんにも聞いてみましたが、とても無理だと。タダでもいらんというようなことですので、追加で報告をします。

議 長                    どうもありがとうございます。続いて(4)です。どうぞ。

事務局                    (4) 農業者年金の加入促進についてでございます。14ページに農業者年金加入推進対象者名簿の案を付けております。昨年もこの名簿に基づいて、家を回って頂きました。対象となる方がこの方以外におられるとか、あるいは、もうこの方はちょっと無理だというようなことで訂正があれば、ご連絡をお願いします。来月は、チラシ、ティッシュを配っていただけるように、地区ごと分けて、お配りしますのでよろしくお願い致します。昨年、3名の新規加入者がありまして、実績もありました。制度があることを知らなかったということが無いように、啓発したいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。加入推進については以上でございます。

続きまして、(5) 農作業労働標準賃金の検討についてでございます。15ページに賃金表、これは今年分で、次年度をこれから検討会を開くところなんですけど、昨年12月の農業委員会で、荒かきが安いでないかとかいうような意見がありましたので、検討会で審議する前にこの会で皆さんのご意見をお聞きしたいということで、ちょっと時間を取らせていただきたいと思います。

議 長                    12月に入りますと検討会がございますので、農業委員会の委員の皆さんに意見を聞いて、その会に出して検討してはどうかということで、今日、皆さんにお諮りするものでございます。たとえば、荒かきのほうが時間がかかるわい。植え代はさつとかきゃいいが荒かきは何回もかいといて植え代は1回か2回でしまうけ、荒かきのほうが高いほうがええでないかという人や、それから、場所によっては荒かき1回で植えちゃうわいという方がおられて、聞いてみたら、耕耘を3回ぐらいして土を小さくしといて、そりゃ1回で済む。いろいろなこ



とが出てくるんです。それで、これを見ますと、やっぱり、荒かきは水あてと  
いてば一っと1回かいてとにかく混ぜくつきゃ、あと植え代2、3回かきや  
いいだという人もおるし、逆の人もおるし、皆さんの意見をということで、今  
日、お聞きしたいわけです。忌憚のない意見をどうぞ。はい、河本委員。

10番 10番 河本です。そもそも荒かきと植え代かきの定義をせんと。こっちが高  
いだこっちが安いだってあれができませんじゃない。荒かきはこういうものだ。植  
え代かきはこういうものだと決めんと、高い安いも何も言えないと思います。

議長 結局、今、見とれば、荒かきは耕耘したあと水あてて、だ一っと1回混ぜく  
って、水あててきれいにしといて、水を今度落として、植え代かくだんな。あ  
のぐちゃぐちゃびちよびちよの中はようかかんだ。草が浮いちゃうから。草押  
さえでする人も多いだ。私もそれだけど。上北条のほうはどうかいな。どうや  
るかいな、西谷委員。

16番 16番 西谷です。上北条は1回ですね。

議長 じゃあ、耕耘を何回もしとるか。

16番 ええ。2回から3回。で、細かくしといて。特に沢田の場合は、何回も代か  
いて水あててうろうろやっすると、トラクターが沈んじゃいますんで、1回で  
やらないけんということがあって、耕耘だけはきちんとやるんです。上北条的  
にはそうです。

議長 おそらく、倉吉回ってもみんなそれぞれ違うと思う。土地の状況にもよるし。  
農地の。今、灘手のほうはどうかいな。美田委員。

8番 8番 美田です。灘手もだいたい上北条と同じような状況だと思います。きち  
っときれいにしといて水あててやる。灘手もそうですね。一緒です。

議長 関金の奥のほうで、原田委員。

17番 私のところは、荒起こしを1回して、そのあと水を入れて、荒かき、ちょ  
っときれいげにかいて、代かきする。

議長 植え代は3回ぐらいかくか。

17番 植え代まで3回。

議長 ところによって違うだわな。松本委員。

4番 北谷は一緒だけな。どうも、聞いてみると、ところによってやり方が違うよ

うですので、従来通りというか、金額的に安いでないかという思いがします。この現状に、値段アップ、4千円台どう思うか。倉吉だけだね。

議長 　では、ここの意見としては、5千円台まで上げてもいいでないかと。荒かきは消費税込みの5,400円。それから、植え代については現状維持。よろしいですか。

(はいの声)

議長 　(6)。

事務局 　(6) 県外視察研修ですが、いよいよ来週15日から京丹後市の誠農海部を視察することになりました。市役所に、6時半までに来ていただくようお願いいたします。(7) 県内視察研修についてでございますが、12月3日、9時に市役所を出発する予定です。(8) 農業委員会特別研修大会は、12月5日にアロハホールであります。今回は山本淑恵委員が事例発表をされるということもございます。出席される方は、現地に1時よろしくお願いいたします。

(9) その他で何点かありまして、1つは別紙で、農業委員等の綱紀肅正についてで、メガソーラーを巡り現金を受け取った疑いがあるというようなことで、注意喚起の通知が全国農業会議所から来ております。

それから、来年の県外視察研修で、今日ご提出をとということでしたが、まだ出てないみたいなんです。来年の当初予算を要求するにあたっては今月中に行き先を決めていただきたいということになりますので、提案書の提出をよろしく申し上げます。

最後に、全国農業新聞のあっせんが11月21日までとなっておるようで、期間がないですが、購読していただけるといふ方があれば申込書をお渡ししますので、ご協力をお願いします。

議長 　以上でございますが、今回の県外研修につきましては1人欠席であとは参加ということでございます。その他の項で何かありましたら。はい、鐵本委員。

11番 　〇〇地区の話ですけど、特に原田さん、影山さん、藤井さんをお願いすることになるかもしれないですけど、〇〇地区の〇〇さんという方が病気で、もう農業がもうできませんということで、稲が植わったまんま、農協と話をしてもらって、ひとめぼれかなんかは農協で刈るとに話がなっております。飼料米については農協もそんなんようせんかという話もあったりして、大豆も植えているところがあるとかいうので、そういう相談とかしたり、お力添えをよろしく申し上げます。ひとつの報告ですけど、そういうのが出てきたらなかなかいっぺんにすぐ対応できんもんですから、ちょっと報告です。

議長 　今の件につきまして、もしも農協が放棄したならば皆さんも力を合わせて何とか後始末をしてあげるように、私からもお願いしておきますので、よろしく

お願いいたします。はい、影山委員。

影山推進委員 関金の影山です。せっかくの機会ですのでちょっとお尋ねしたいんですけど、7、8年ぐらい前ですか、私の近くに県外から移ってこられた方がおられまして、その方は空き家になっていたところに住んでおられて、前住者が農地を少し持っておられまして、4反未満といいますか、2反なんぼぐらいの農地なんですけども、実際、農業者として所有権の取得が難しいということで、おそらく登記が前の方のままになっと思うんですが、その方ももう70、80近くになって、もう農地を手放したいというような意向もあるわけですが、そういう所有権がうまく移転できないような農地が、このままずっと放っとくとますます難しくなっちゃうがなということ、こないだ買ってもらうような話もしたんですけど、なかなかちょっといらないということ、現在、宙ぶらりんの状態になっていますが、こういう最小の面積に満たないような方の農地の移転をうまくするというような方法について、もしありましたら、お知恵を拝借したいと思うんです。

議 長 小さい面積。皆さんのお知恵を拝借したいということですが、皆さん、何か意見がありますか。

影山推進委員 要するに、転出された方も高齢になって、いつ亡くなられるかわからんです。するとますます相続相続ということで一層難しくなっちゃうんじゃないかなと思うんです。まあ、今日結論が出なくても、何かありましたら。

議 長 実はこないだ私のところで改良区で、相続放棄しますということが来たんです。不在地主で、大阪に息子さんが行って、親が亡くなってもう何もいらないと。畑も水田も、荒れ放題になっともんで、それで、裁判所から相続放棄を認めるようなことが来たもんで、困ったもんだなと話したんですけど、そういうことがこれから増えてくるでないかと思うんです。相続放棄で国にあげちゃうと。あげても現地は残るもんだだけ、どうしようもない。誰かが解消して農地復元してするようなことも考えていかないけん。これが1つだけの問題でなしに次々そういう問題がおきてくる。こないだも県との懇談会でもそのことをちょっと申し上げたんですけど、これからの課題としてやっぱりひとつ考えていかないけんではないかなと、皆さんともに思いますんで、今、影山さんが言ったようなことも頭に置いて、今後は活動をやっていきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いいたします。いざ、そのことについてはすぐ結論が出ませんのでなかなか。

事務局 影山委員のご質問で、下限面積のことです。昨年ぐらいからですか、下限面積引き下げの動きもしております、今年も9月に告示して、倉吉も大幅に下げさせてもらっておりますけれども、実際には、少ないところで1反ですけど、1反もない方っていうのもやっぱり、新規の方とかでおられて、今言われたように、空き家に付随する農地ですとか、昔から畑を小さく小分けにして家庭菜

園みたいに借りておられる方とか、そういう方が取得されるときに困られる。取得できないというのが最近増えてきておりまして、前にもご説明したことがあるんですけど、下限面積を1 aに設定するっていう方法も考えているところ  
です。

影山推進委員 影山です。参考です。倉吉の町なかのほうですと、例えば1反でも農地で買って高く宅地になるとかいうようなことで儲けが出るという場合があるんですけど、田舎の僕らのほうはそういうものとっても高くなるというようなことはありませんので、かえって逆に田舎のほうが小さい面積にしてたくさんの耕作者にやってもらったほうがいいように感じております。ひとつ今後とも検討いただきたいと思います。

事務局 下限面積が、基本的に全国で50 a。そこから下げれるようになつてきますけれども、下げれんっていうのは、今言われたように、転売とかされる恐れがある。農家じゃない方が買われて転売とかされる恐れがあるということで、なるべく下げたくないということもありますけど、今、確かに町なかのほうが高く売れて、山のほうは売れんっていうことでもありますので、面積を見直していきたいと思います。

それと、先ほどのあっせんのところ、ちょっと追加で、参考までにですけども、河本委員からありました〇〇の資材置場の隣のところ、1種農地ではないかというお話があったんですけども、たぶん農用地区域内農地か、外れていても1種農地だと思いますけれども、例えばこういうケースでしたら、既存の施設、今ある資材置場の二分の1以下の面積だったら許可できる。既存施設の拡張という許可根拠です。1種農地でも許可できる場合がありますし、許可の見込みがあれば除外の可能性もありますんで、ここに限らずこういうことができんかなということがあれば、ご相談いただけたらと思います。

議長 その他、ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、本日の農業委員会はこれにて閉会といたします。

— 午後3時05分 閉会 —